

堺市告示第193号

令和3年5月7日付け堺市告示第185号により告示した土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定に係る告示について、次のとおり訂正する。

令和3年5月11日

堺市長 永藤英機

訂正箇所	訂正内容	
1 指定する形質変更時要届出区域	訂正前	堺市堺区匠町1番3及び1番4並びに1番6、1番11、4番及び5番の各々の一部（次頁図面参照）
	訂正後	堺市堺区匠町1番3及び1番4並びに1番6、1番11、4番及び5番の各々の一部（4頁図面参照）